

吉野町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 吉野町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成8年度(27年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適(令和7年4月1日法適予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	28.4人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(香東処理区)		
処 理 場 数	1処理場(香東処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	実施実績なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 一般家庭 1,000円 使用料 使用人員1人につき 500円		
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	基本料金 使用人員が4人まで 2,000円 使用人員が5人から9人まで 5,000円 使用人員が10人から29人まで 20,000円 使用人員が30人から49人まで 50,000円 使用人員が50人以上 状況等勘案の上定める 使用料 使用人員1人につき 500円		
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方			
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	使用人員制のため数量による算出不可能	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ² あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和2年度 5,561 円
			令和3年度 5,916 円
			令和4年度 6,055 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m²を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	暮らし環境整備課上下水道係では、農業集落排水事業のほか、上水道事業、下水道事業も所管しており、職員数5名で運営
事 業 運 営 組 織	下水道事業において、人件費を支出

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

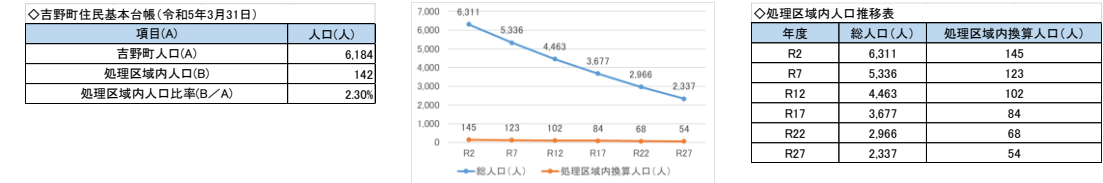
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和3年6月改訂版の吉野町人口ビジョンを基に、住民基本台帳による処理区域内人口比率を乗じて処理区域内換算人口の推移を予測した。



(2) 有収水量の予測

処理区域内人口の予測より、処理区域内人口は減少傾向にあることから、有収水量も人口予測と同様に減少することが予想される。

(3) 使用料収入の見通し

処理区域内人口の予測より、処理区域内人口は減少傾向にあることから、使用料収入も人口予測と同様に減少することが予想される。

(4) 施設の見通し

農業集落排水施設最適整備構想より、令和19年度に管路施設及び機械設備の更新時期を迎えることから、一度に大規模な費用負担がかからないよう計画的に更新を行っていく。

(5) 組織の見通し

主に維持管理となるため、今後も現行どおりの職員数で業務を行っていく想定ではあるが、当町の人事当局や財政当局と協議しながら効率的な人員配置、業務体制を図っていく。

3. 経営の基本方針

本町では、将来に向けて美しく住みよいまちづくりを目指して「自然の豊かなまちづくり」「生活基盤の整った住みよいまちづくり」施策の一環として生活水準の向上、生活雑排水の汚染から豊かな自然環境を守るため、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽補助事業を水質浄化施策の3本柱として取り組んでいます。香東農業集落排水は、平成5年度に事業着手し平成8年から供用開始しています。

①安心・安全で快適に暮らせるまちづくり ②安定した事業経営の実現 ③持続可能なサービスの提供

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標 施設の健全な維持管理
-----	--

建設費においては、施設整備が完了しており、管渠等の更新についても当計画期間中に大規模な更新工事等は発生しない見込みである。
農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的な施設の更新・補修を行い、安定したサービスの提供と、費用の平準化を図っていく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標 使用料収入の安定的な確保と一般会計繰入金の縮減
-----	---

当事業における主な収入は、営業収益の料金収入と営業外収益の一般会計繰入金となっている。そのうち料金収入については、今後の人口減少や節水型の生活機器等による減収は避けられない状況であると想定している。使用料については、人口減少に応じた適正な料金の見直しを行っていく。また、企業債残高については償還残高も返済のピークを過ぎ、今後の資本費は縮小していく見込みとなるため、一般会計からの繰入金についても今後は徐々に減少していく見込みである。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費
管路施設におけるマンホールポンプや処理場で使用する電気料金等について、これまでの実績や決算状況を踏まえて今後の需要を見込み積算する。
・修繕費
農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的に修繕を行う。
・委託費
施設の保守点検、維持管理及び汚泥処理について継続して委託を行う。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	近接する集合処理区が無いことから、今後も単独による運営を行う。
投資の平準化に関する事項	計画における大規模な施設更新に伴う投資は発生しませんが、農業集落排水施設最適整備構想のもと更新投資の山を均して平準化を図っていきます。また、人口減少に伴う汚水量の減少のため、適正に施設規模を判断し、過大な施設更新を抑える。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	公共下水道事業における検討時に併せて検討を行う予定。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度に予定している地方公営企業会計の法適化により、使用料対象経費のうち資本費の考え方が変わるため、今後は使用料単価の見直しを行う必要が生じてくる。現在の人員制による料金設定についても、公共下水道の単価設定を準用する等の大幅な見直しも検討していく。
資産活用による収入増加 の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	公共下水道事業における検討時に併せて検討を行う予定。
職員給与費に関する事項	公共下水道事業において人件費を計上しており、当事業においては人件費は発生していない。
動力費に関する事項	施設機器の運転方法を工夫し、電気動力費の削減に努める。
薬品費に関する事項	
修繕費に関する事項	突発的に発生する事故や故障を未然に防ぐことを目的として、こまめな機器の点検や予防的な修繕を計画的に実施することで施設の維持管理費の総額を低減する努力を行う。
委託費に関する事項	マンホールポンプ等点検委託においては、2年間の長期継続契約を行い、委託費の削減に努める。
その他の取組	地元自治会の協力により、年2回の場内清掃及び草刈り等を実施している。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	令和7年度に地方公営企業会計の法適用により官庁会計から企業会計へ変更となるため、事後検証及び更新等を行う予定である。各年度の処理実績や決算値から当初計画値との比較を行い、差異について分析評価し、適切に計画の修正・更新をPDCAサイクルを回して取組の精度向上を図っていく。
-------------------------	---

経営比較分析表（令和4年度決算）

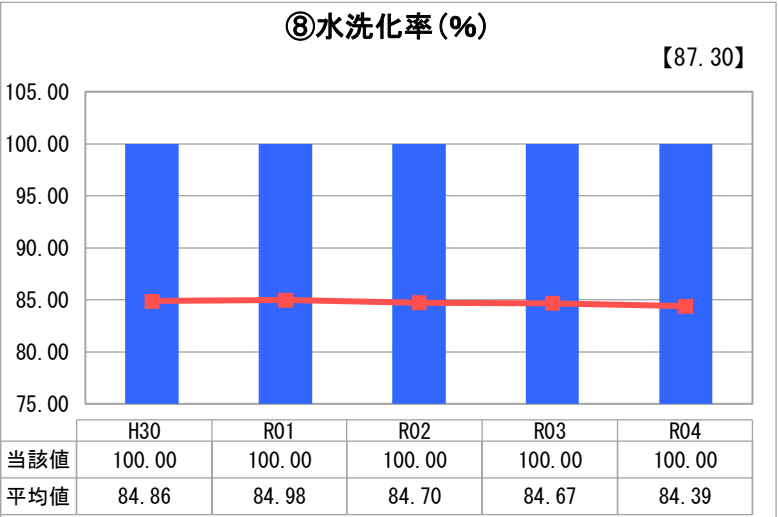
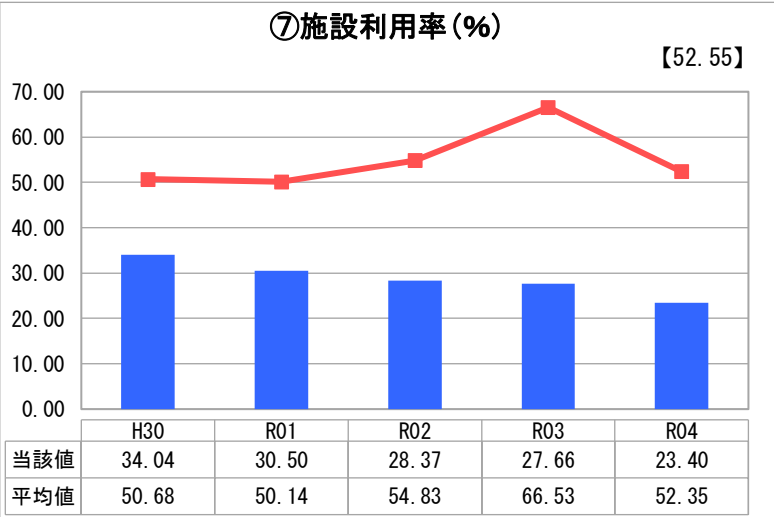
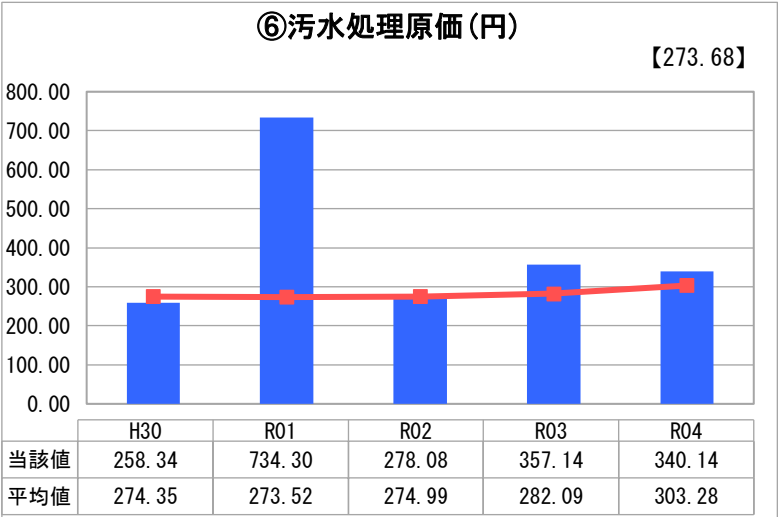
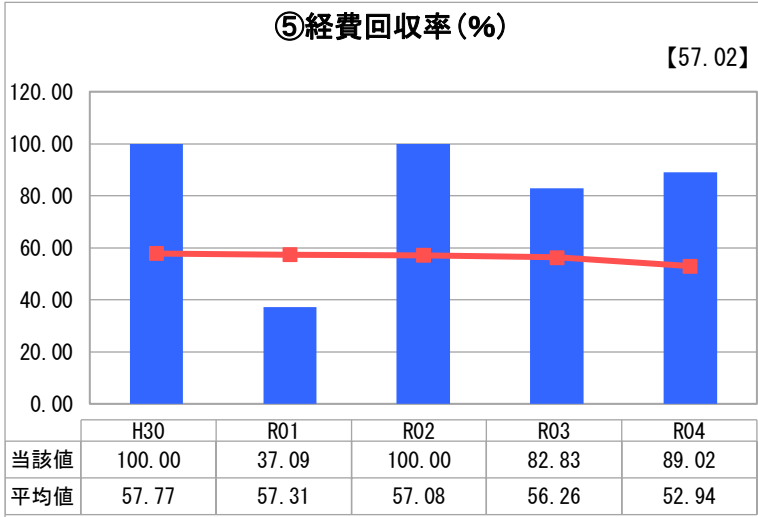
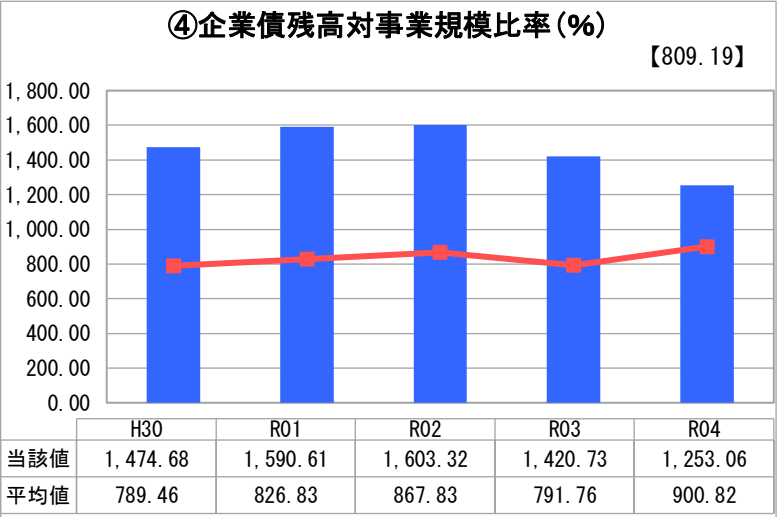
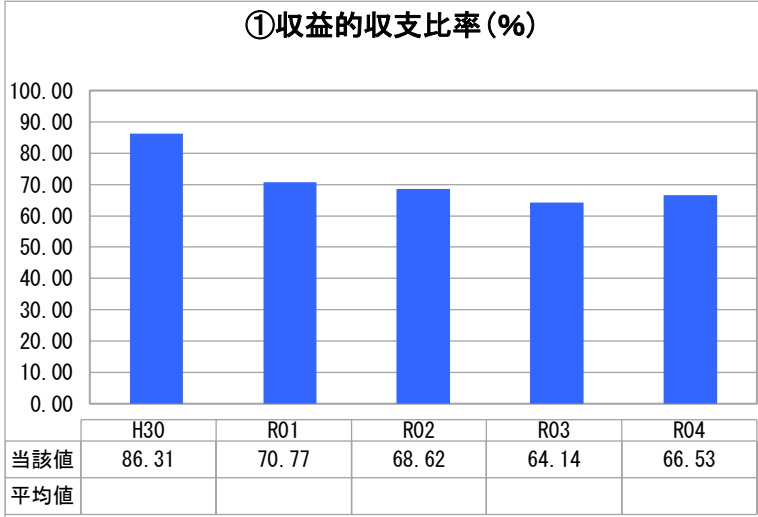
奈良県 吉野町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	2.30	101.91	2,750

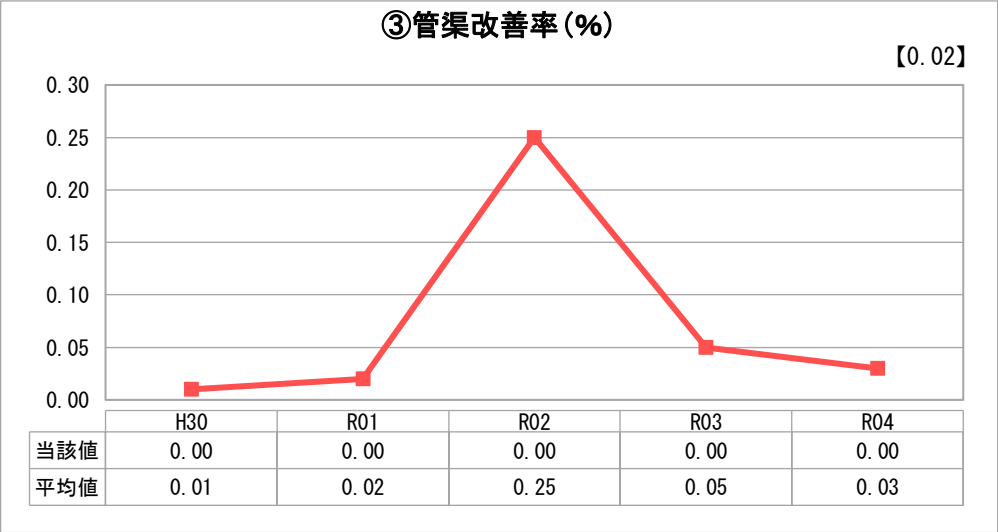
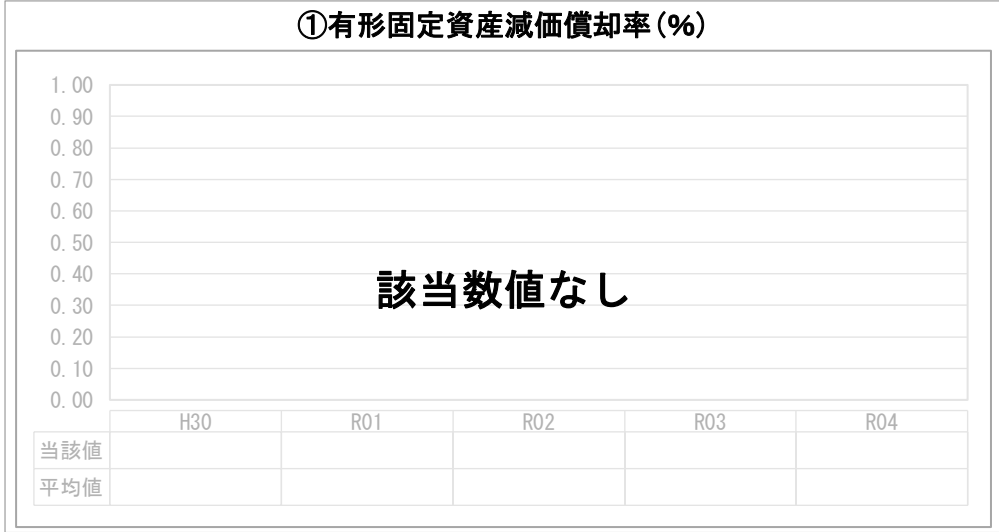
人口（人）	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,251	95.65	65.35
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
142	0.05	2,840.00

■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率は、平成28年度以前は80%前後を推移し、平成29・30年度は建設事業の実施による全体事業費増加分に対する一般会計繰入金が発生したことで一時改善したが、令和元年度以降は使用料の減少に対して地方債償還金の増加により再び減少し、令和4年度は66%となっている。污水处理地区が限られていることから、今後、処理区域内人口が大幅に増える見込みはないと考えられる。

企業債残高対事業規模比率は、類似団体より高く、事業規模に対して企業債残高が多額で、繰入金に依存しながら償還しているが、企業債の順次償還に伴う残高の減少により、比率も減少傾向となっている。

経費回収率及び污水处理原価は、令和元年度は機能診断及び最適整備構想の実施により、前年に比べて極端に変動した数値となっているが、令和2年度は例年並みの数値となったのに対し、令和4年度は機械設備の老朽化に伴う修繕料の増加により経費回収率は89%と減少し、污水处理原価は340円に増加している。

人口減少に伴い施設利用率が減少傾向となっていることから、今後の事業実施に当たっては、費用と収益のバランスを検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について

平成8年度に供用が開始されたため、配管設備に関しては現状耐用年数を超えたものはない。

ポンプ設備や電気機械設備に関しては耐用年数を経過しているものが多く、今後の計画的な修繕や更新が必要である。

全体総括

人口減少に伴い、施設利用率が減少傾向にある。また、建設は完了しており、水洗化率の向上や使用料収入の大幅増加も見込めない状況である。

今後も、電気料金、汚泥処分費等の経費の削減等に努め、より効率的な施設の維持管理を行っていく。

老朽化してきている処理場等の設備については、計画的に修繕・更新を行うことにより負担の平準化を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分			年 度		R03	R04	R05								
			前々年度 (決 算)	前年度 (決 算 見 込)	本年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	
収 益 的 収 入	収益的収入	1 総 収 益 (A)	22,012	20,827	19,200	13,100	11,266	9,600	8,754	8,534	8,311	8,105	7,825	7,498	
		(1) 営 業 収 益 (B)	3,690	3,690	3,650	3,801	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
		ア 料 金 収 入	3,690	3,690	3,650	3,201	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他				600									
		(2) 営 業 外 収 益	18,322	17,137	15,550	9,299	8,066	6,400	5,554	5,334	5,111	4,905	4,625	4,298	
		ア 他 会 計 繰 入 金	14,666	14,247	14,666	9,200	8,063	6,397	5,551	5,331	5,108	4,902	4,622	4,295	
	収益的支出	イ そ の 他	3,656	2,890	884	99	3	3	3	3	3	3	3	3	
		2 総 費 用 (D)	6,855	7,246	12,550	8,739	6,682	6,510	6,467	6,421	6,392	6,365	6,338	6,315	
		(1) 営 業 費 用	4,457	5,450	11,134	7,697	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
		ア 職 員 給 与 費													
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	4,457	5,450	11,134	7,697	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200	
		(2) 営 業 外 費 用	2,398	1,796	1,416	1,042	482	310	267	221	192	165	138	115	
		ア 支 払 利 息	2,398	1,796	1,416	1,042	482	310	267	221	192	165	138	115	
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	15,157	13,581	6,650	4,361	4,584	3,090	2,287	2,113	1,919	1,740	1,487	1,183			
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	9,500	8,700	13,100	11,000	6,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		(1) 地 方 債	9,500	8,700	13,100	11,000	6,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	9,500	8,700	6,500	7,200	3,500								
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
	資本的支出	(7) そ の 他													
		2 資 本 的 支 出 (G)	21,768	21,400	19,750	15,358	11,081	6,087	5,284	5,110	4,916	4,737	4,484	4,180	
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	21,768	21,400	19,750	15,358	11,081	6,087	5,284	5,110	4,916	4,737	4,484	4,180	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
		(5) そ の 他													
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12,268	△ 12,700	△ 6,650	△ 4,358	△ 4,581	△ 3,087	△ 2,284	△ 2,110	△ 1,916	△ 1,737	△ 1,484	△ 1,180		

(法非適用企業)

収支計画(※)

年 度 区 分		R03	R04	R05	(単位:千円, %)								
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		2,889	881		3	3	3	3	3	3	3	3	3
積 立 金 (K)					3	3	3	3	3	3	3	3	3
前年度からの繰越金 (L)		3,655	2,889	881									
前年度繰上充用金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)		6,544	3,770	881									
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)													
実 質 収 支	黒 字 (R)												
	(P)-(Q) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		77	73	59	54	63	76	74	74	73	73	72	71
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)		3,690	3,690	3,650	3,801	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (X)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((V)/(X) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)													

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度 区 分		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
収 益 的 収 支 分		14,666	14,247	14,666	9,200	8,063	6,397	5,551	5,331	5,108	4,902	4,622	4,295
	うち基準内繰入金	14,666	14,247	14,666	9,200	8,063	6,397	5,551	5,331	5,108	4,902	4,622	4,295
	うち基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		14,666	14,247	14,666	9,200	8,063	6,397	5,551	5,331	5,108	4,902	4,622	4,295

(※)令和3年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。